

名酒買取新聞

6月17日号



不動産の
即金買取

名酒コンサルタント
0120-56-9367

【南勢支店】松阪市小野江町字大町716番地2
TEL 0598-156-9363
FAX 0598-156-9368
【本 社】四日市市久保田一丁目5番41号
TEL 059-352-7100

祖父世代から

引き継がれる不動産

祖父世代から引き継がれた不動産。共有名義など複雑な相続登記をされた方、手続きお疲れ様でした。何かと時間と手間のかかる相続登記。大変な思いをされた方も見えるのではないのでしょうか。価値ある不動産を手放したくないと思う一方、今後利用する予定の無い不動産を引き継いでしまった場合、自分の子にまで残すのか？自分の代で手放すべきか？様々な思いがあると思います。いずれ子へ引き継ぐとなると、ご自身で経験した大変な相続の手続きを、あなたと同じように子にも同じ思いをさせてしまうかもしれません。

意外とデリケート

親子間の相続問題

実は、相続の話は、親子でもデリケートな問題。子からすると触れづらいこともあります。親の大切な不動産を今後も引き継いで守っていきたいと思う方もいますが、中には、不要と感じる方も存在します。しかし、祖父世代から大切に引き継がれた不動産を手放すように子が説得するのは、なかなか言いづらいこと。言い方次第で、親子関係が嫌悪になるケースもあるからです。子が兄弟間で遺産分割など決めている状態で、もしあなたが認知症になっってしまったら…。準備が何も出来ないうちに子が相続を迎えてしまうこともあり得ます。

60代で不動産を相続。 あなたは、どう考えますか？

認知症になると

不動産売却が困難に

万が一、相続を受けたあなたが認知症になった場合、不動産売却が出来なくなり、子が親の代わりに財産管理を行う「成年後見人」になる必要があります。手続きとして①親の健康状態を医師が確認②家庭裁判所へ申立③サポート内容の協議を行った上で、成年後見人に確定します。期間はおおよそ3〜4ヶ月程かかります。様々な手続きも増える一方で、子は親の介護も行い、費用面でも負担を抱える事となります。

子に残さず

自分の代で完結する

老後を迎えて不安に思うこと。身体機能の低下に加え、子世代は、親の不動産の相続手続きや固定資産税など財産に関する心配が加わります。「まだまだ先の事だから…」と後回しにはせずに、「そろそろ今後の事を相談してみようか…」とあなたから前向きに子へ相談することが円満相続に繋がるかもしれません。残された家族の負担を軽減する為に、自分が元気なうちに不動産を手放す決断をし、現金化してあげることも一つの手段です。墓じまいならぬ、家じまいも検討してみてください。



不動産は
元気なうちに 現金に！



お困りの
空家ご相談ください！

無料相談・無料査定 承ります。下記フリーダイヤルよりお気軽にお問合せください。

バックナンバー

- * 3月4日号
不動産は「元気なうちに現金に！」
- * 3月18日号
「残された妻や子を襲う空家管理の恐怖…？」
- * 4月8日号
「今年のGWは草刈り or レジャー？」
- * 4月22日号
「不動産相続の沼！？ 固定資産税 地獄」



メイシコンサルタント

検索

めいし (株)名酒コンサルタント



0120-56-9367

三重県松阪市小野江町字大町716番地2 TEL0598-56-9363 FAX0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100

宅地建物取引業免許番号—三重県知事(11)第1291号 公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会会員 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会会員 東海不動産公正取引協議会加盟 ※広告有効期限:令和5年6月17日から2週間